

## 市・府民税のお知らせ

平成 26 年度市・府民税の納税通知書を6月中旬に発送します。支払方法は次のとおり。

◆**年金の所得にかかる市・府民税がある 65 歳以上の人公的年金からの引き落とし**

◆**年金以外の所得にかかる市・府民税**

給与からの引き落とし口座振替、納付書払い  
(今年度から、近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局と全国のコンビニエンスストアでも納付が可能になりました)。

※納付書での納付の際は、期別をお間違えなく

▶詳しくは、税務課 (☎ 66・1026) へ。

## 介護保険料 納入通知書を発送

65 歳以上の人の平成 26 年度介護保険料が決定。納入通知書を6月中旬に発送します。支払方法は次のとおり。

◆**高齢・退職年金などが年額 18 万円以上の人**

公的年金から引き落とし

◆**高齢・退職年金などが年額 18 万円未満の人、平成 26 年度中に 65 歳になる人や本市に転入した人**

納付書払い口座振替 (今回発送分から、近畿2府4県のゆうちょ銀行・郵便局でも納付が可能になりました)。

▶詳しくは、高齢者支援課 (☎ 66・1013) か西支所保健福祉係 (☎ 77・2253) へ。

## 家屋にかかる固定資産税の減額

～ 耐震・バリアフリー改修などで ～

住宅に**一定の要件を満たす**「耐震改修」「バリアフリー改修」「熱損失防止改修」を実施した場合、固定資産税が減額されます。

減額措置を受けるには、いずれも所定の用紙 (税務課に備え付け、市ホームページからダウンロード可) で必要書類を添えて同課か西支所税務・納税係へ。

▶詳しくは、税務課 (☎ 66・1027) へ。

## 家屋を取り壊したときには連絡を

すでに存在しない家屋が課税されていませんか。

家屋の固定資産税は1月1日現在の状況により課税しています。市では、取り壊された家屋を把握するために定期的に調査を行っていますが、取り壊した家屋が課税されている場合はご連絡ください。

また、今年の12月末までに取り壊し予定の家屋がある場合もご連絡ください。

▶詳しくは、税務課 (☎ 66・1027) へ。

## 児童手当の現況届の提出をお忘れなく

現在、児童手当を受けている人が、平成 26 年6月分以降の児童手当を受けるには、現況届 (対象者へは郵送) を6月30日までに子ども支援課へ提出してください。**提出がないと6月分以降の手当てが支給されません。**公務員は勤務先で手続きを。

◆**転入した人、子どもが生まれた人**

舞鶴市に転入した人や子どもが生まれた人が翌月以降の手当てを受給するには、転入・生まれた日の翌日から15日以内の申請が必要です。

▶詳しくは、子ども支援課 (☎ 66・1094) か西支所保健福祉係 (☎ 77・2253) へ。

## 福祉タクシー利用券の申請を

在宅の重度腎臓機能障害者が、通院のために利用するタクシー料金の一部を利用券にて助成します。

【対象】 次の条件をすべて満たす人

- ◆在宅の腎臓機能障害者で身体障害者手帳1級を所持
- ◆人工透析療法を受け通院している
- ◆自動車税・自動車取得税の減免を受けていない
- ◆同一世帯の所得税の合算額が一定基準以下

【助成額】 年間 24,000 円分 (年度途中の場合1か月当たり 2,000 円分を交付)

【申請方法】 6月13日(金)までに身体障害者手帳と印鑑を持参し障害福祉課か西支所保健福祉係へ。

▶詳しくは、障害福祉課 (☎ 66・1033) か西支所保健福祉係 (☎ 77・2253) へ。

## 「経済センサス - 基礎調査」「商業統計調査」にご協力を

「経済センサス - 基礎調査」は、国内のすべての事業所および企業の基本的構造を明らかにするために、また、「商業統計調査」は、卸売業・小売業を営む国内のすべての事業所および企業を把握し、我が国の商業の実態を明らかにするために行われます。

今月下旬から調査員が対象となる事業所へ調査票の記入のお願いに伺います。ご協力をお願いします。

▶詳しくは、総務課 (☎ 66・1044) へ。

## 公共下水道事業計画変更案の縦覧

縦覧期間中は、意見書を市長あてに提出することができます。

【期間】 6月2日(月)～16日(月) (土・日曜日を除く)

【場所】 下水道建設課 (市役所別館)

【内容】 舞鶴市公共下水道事業計画の変更

- ◆東浄化センター敷地面積の変更 (0.12ha減)
- ◆東浄化センター汚泥処理能力の変更

▶詳しくは、下水道建設課 (☎ 66・1029) へ。

## 放課後児童クラブ 7月からの利用

放課後や土曜日、夏休みなどの長期休業期間に仕事などで保護者が家庭にいない児童を預かる「放課後児童クラブ」の7月からの利用者を追加募集します。

【対象児童】 昼間、保護者が仕事などで家庭にいない小学1～3年生

【募集するクラブ (募集人数)】 与保呂・朝来・中舞鶴・吉原・高野・池内・岡田・由良川小学校区の児童クラブ (いずれも若干名)

【利用時間】 放課後～18時30分 (長期休業期間などは8時～18時30分)

【利用料】 月額 6,000 円 (兄弟姉妹が同時に利用する場合、2人目から半額) おやつ代や保険料などが別途必要

【申し込み方法】 6月2日(月)～13日(金)に子ども支援課窓口または各児童クラブへ。

▶詳しくは、子ども支援課 (☎ 66・1008) へ。

## 狂犬病の予防注射を

狂犬病は人間が発症するとほぼ100%の確率で死に至る恐ろしい病気で、毎年5万人以上の人々が世界で亡くなっています。生後91日以上の子犬の飼い主には、狂犬病予防法により毎年1回、狂犬病の予防接種が義務付けられています。まだ受けていない場合は、必ず動物病院で接種を (費用は各動物病院にお問い合わせください)。



▶詳しくは、生活環境課 (☎ 66・1005) へ。

## 育英資金

高校など (大学・専修学校は今春入学者のみ) に進学している人で、経済的に修学が困難な場合に育英資金を支給 (所得要件あり)。全期分の申請は、6月30日(月)までに所定の用紙 (学校教育課に備え付け) で、7月以降は申請月以降の分から支給 (入学支度金は支給されません)。

▶詳しくは、学校教育課 (☎ 66・1072) へ。

## 市議会6月定例会

(予定)

市議会6月定例会の日程は右表のとおり。いずれも傍聴できます。

定員は本会議が先着各38人、委員会が先着各15人。

▶詳しくは、議会事務局 (☎ 66・1060) へ。

## 狩猟免許取得をサポート

野生鳥獣による農林業被害の減少を図るため、捕獲に必要な「狩猟免許」の取得費用などの一部を補助します。

【対象免許】 わな猟免許・第一種銃猟免許・第二種銃猟免許

【補助対象経費】 ◆狩猟免許の受験手数料◆狩猟免許試験受験事前講習会の受講費用 (テキスト代を含む) ◆京都府へ納める狩猟者登録申請手数料および狩猟税 (免許取得年度のみ)

【補助率】 補助対象経費の3分の2

【その他】 補助要件あり

▶詳しくは、農林課 (☎ 66・1030) へ。

## ふるさと舞鶴あぐりブランド 推奨希望品を募集



農産物や加工品で舞鶴をPRする「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨制度」の推奨希望品を募集します。

【対象品目】 農産物や畜産物、それを原料とする加工品など

【推奨基準】 ◆ふるさと舞鶴のアピールにつながっている

◆舞鶴にこだわっている産品、商品である

◆生産者がモノづくりにこだわっている

◆消費者に信頼される産品、商品である

【推奨品のメリット】 ◆「ふるさと舞鶴あぐりブランド推奨シール (右上図)」を貼付して販売 ◆推奨品のPRパンフレットを作成 ◆市ホームページへ掲載し幅広くPR

【選考方法】 推奨懇話会で審査

【申し込み方法】 所定の用紙 (農林課、西支所、加佐分室に備え付け) で6月30日(月)までに同課へ。

▶詳しくは、農林課 (☎ 66・1023) へ。

## 危険物安全週間

6月8日(日)～14日(土)は「危険物安全週間」。「危険物 読みはまっすぐ ゼロ災害」を推進標語に、事業所や家庭で石油類など火災発生の危険があるものの安全な取り扱いに関する啓発活動を実施します。危険物による災害に注意しましょう。《消防本部》



▲啓発ポスター

日時	内容	場所
6月3日(火) 10時30分から	本会議 (提案説明)	市議会議場
6月12日(水) 10時から	本会議 (一般質問)	
6月13日(木) 10時から	本会議 (一般質問、質疑)	
6月16日(月) 10時から	経済消防 民生労働 建設 総務文教 } 分科会・委員会	議員協議室
6月16日(月) 13時から		
6月17日(火) 10時から		
6月17日(火) 13時から		
6月23日(月) 10時から	予算決算委員会	
6月27日(金) 10時30分から	本会議 (委員長報告、討論、採決)	市議会議場

※委員会の日程については変更になることがあります。